

提出書類一覧

(1) 指定申請に関する書類				提出 部数
①	指定申請書	単独団体の場合	様式 1	正本 1 部 副本 1 1 部
		中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 1 8 1 号) に基づく事業 協同組合等の場合	ア 様式 1 イ 本事業に参画する組合員 の一覧 (様式任意)	
		ジョイント方式により 構成された団体の場合	ア 様式 2 イ ジョイント方式により構 成された団体の構成団体名 簿兼委任状 (様式 3)	
②	広島市留学生会館の管理運営に関 する事業計画書	様式 4		

(2) 提案額に関する書類				提出 部数
①	広島市留学生会館の管理運営に関 する収支計画書及び積算内訳書	様式 5 及び様式 5 別紙 (別記「管理運営に関する収支計 画書等の提出方法」に従って提出すること)		正本 1 部
②	賃金及び物価スライド対象経費提 案書	様式 2 0		

(3) 申請者に関する書類 (その 1) ※				提出 部数
①	申請者の定款、寄附行為、規約又は これらに類する書類			正本 1 部
②	法人の登記事項証明書又は法務局 登記官の受領書その他これらに準 ずる書類	新たな法人を設立する場合のみ提出		
③	財務書類	直近 3 事業年度における以下の書類 (書類内訳) 法人税申告書の写し (税務官署受付印のあるもの。ただ し e-tax の場合は受信通知などが確認できること)、貸 借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計 算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細 書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合そ の監査報告書 ※ 組織規模等により作成が義務付けられていない書類 については提出不要 ※ 申請者の発行済株式の 1 0 0 % を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、親会社の書類も 提出		正本 1 部 副本 1 部
④	申請書を提出する日の属する事業 年度における団体に関する事業計 画書及び収支予算書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類		正本 1 部
⑤	団体の概要を記載した書類	ア 団体の概要 (様式 7) イ 役員名簿 (様式 8) ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿 (法人以外の団体に あつては、代表者又は管理人等の名簿)、従業員数、 資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かる もの ※ 申請者の発行済株式の 1 0 0 % を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、アイウ全ての書 類について親会社の書類も提出		正本 1 部 副本 1 部
⑥	広島市税について、未納の徴収金 (納期限が到来していないものを 除く。) がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書 (3 か月以内に発行 されたもの)		正本 1 部

⑦	法人税と消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3か月以内に発行されたもの）	正本 1部
⑧	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体は、令和8年6月1日時点の報告書の写しを提出	
⑨	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体は、令和6年度及び令和7年度に申告した申請書の写し及び納付が確認できる書類の写しを提出	
⑩	宣誓書	様式11	
⑪	指定公金事務取扱者の指定に係る申出書	様式18	
⑫	指定公金事務取扱者の指定に係る調査票	様式19	

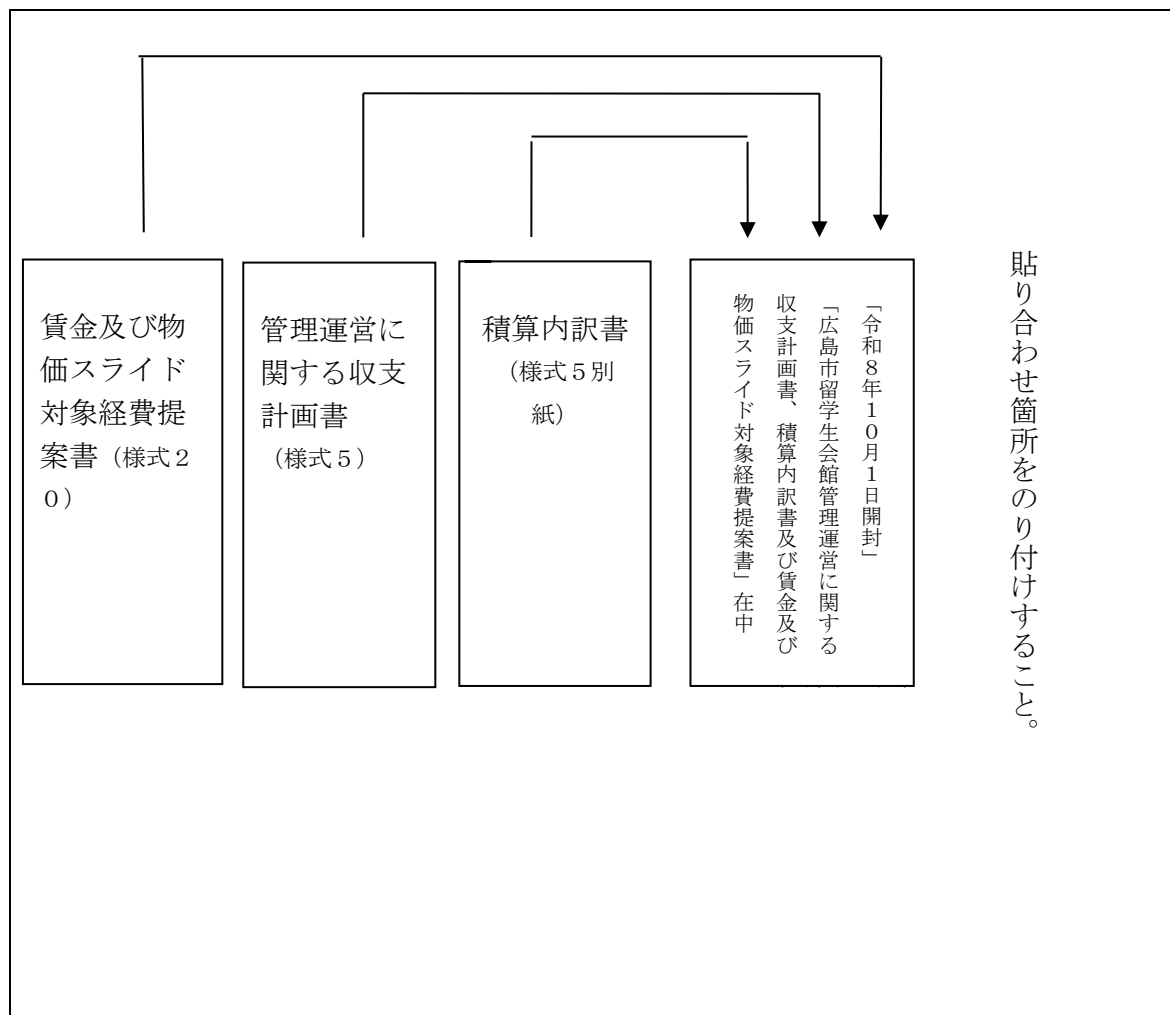
※ ジョイント方式により構成された団体の場合は、構成団体ごとに提出すること。また、複数の施設に申請する場合、同じ審議会で審査する施設に限り、①～⑨の書類について1施設分のみの提出することを可とする。

(4) 申請者に関する書類（その2）※			提出 部数
①	広島市が推進する行政施策に関する報告書	様式6	正本 1部
②	障害者雇用状況報告書（作成義務のない団体用）	障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体で、障害者を常用雇用している場合のみ提出 ア 様式9 イ 常時雇用に係る確認書類（健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し。提出の際は、被保険者等記号・番号、住所及び生年月日等を黒塗りの上、提出すること）	
③	障害者雇用計画書	様式10（障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体で法定雇用障害者数を達成していない場合のみ提出）	
④	ISO14001の登録証の写し	該当する場合のみ提出（申請日において行政機関等に届出または認定等されており有効期限内のものに限る。）	
	ISO14005の登録証の写し		
	エコアクション21認証・登録証の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し		
⑤	事業所調書兼実体調査同意書	様式16（本店に係るもの。本店が広島市外にあり、広島市内に支店又はその他事業所等がある場合は、広島市内の代表的な支店その他事業所等に係るものも提出）	
	指定管理実績調査		様式17（指定管理実績がある団体のみ提出）

※ ジョイント方式により構成された団体の場合は、代表団体のみ提出すること。また、複数の施設に申請する場合、同じ審議会で審査する施設に限り、①～⑥の書類について1施設分のみの提出することを可とする。

管理運営に関する収支計画書（様式5）等の提出方法

管理運営に関する収支計画書（様式5）、積算内訳書（様式5別紙）及び賃金及び物価スライド対象経費提案書（様式20）は、次の方法に従って提出してください。



広島市留学生会館指定管理者候補者の評価基準

ア 評価項目・配点

評 価 項 目	配 点
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5 点
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 事業計画書は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	5 5 点
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	3 0 点
【4 管理経費の縮減】 ① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。 ② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（10点）とする。 ③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。 [算式] $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 10 \text{点} \right] \quad \text{小数点第2位を四捨五入}$	1 0 点
計	100 点

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 加減点項目・配点

【1 障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が2.5%を超えて3.75%未満の場合は4点加減 ② 障害者雇用率が3.75%以上で5.0%未満の場合は7点加減 ③ 障害者雇用率が5.0%以上の場合は10点加減 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.5%→2.8%」「3.75%→4.2%」「5.0%→5.6%」と読み替える。
【2 環境問題への配慮】 ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加減	
【3 男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加減 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加減	
【4 地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加減する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加減する。	
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加減点項目全体の得点とする。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、代表団体の取組状況で評価する。

※ 【障害者雇用率の達成】については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加減対象とする。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加減している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加減しない。